

令和5年8月30日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第70号	令和4年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第71号	令和4年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	2
議案第72号	令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…	3
議案第73号	令和4年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第74号	令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	5
議案第75号	令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第76号	令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	7
議案第77号	令和4年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	8
議案第78号	令和4年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……………	9
議案第79号	令和4年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……	10
議案第80号	和解について……………	11
議案第81号	工事請負契約の締結について……………	13
議案第82号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	14
議案第83号	秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会条例……………	15
議案第84号	令和5年度秩父市一般会計補正予算（第4回）……………	19
議案第85号	令和5年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）……………	26
議案第86号	令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）……………	31
議案第87号	令和5年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）……………	34

議案第88号	令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）……………	37
議案第89号	令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）…	40
議案第90号	令和5年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）……………	43
議案第91号	令和5年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）……………	46
議案第92号	令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	49

議案第70号

令和4年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度秩父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第71号

令和4年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第72号

令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第73号

令和4年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第74号

令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第75号

令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第76号

令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 77 号

令和 4 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第78号

令和4年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和4年度秩父市立病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第79号

令和4年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
令和4年度秩父市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、
令和4年度秩父市下水道事業会計決算について、同法30条第4項の規定により、
別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第80号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、秩父市立病院等の医師を目指す医学生等に対する奨学金の償還に関して、次のとおり和解をすることについて議決を求める。

1 和解の相手方

- (A) 奨学金の貸付けを受けた者
- (B) 奨学金の貸付けを受けた者の保証人

2 和解の内容

- (1) Aは、秩父市から奨学金として、平成22年4月から平成28年1月まで24回にわたり、合計2,160万円の貸付けを受けたことを承認する。
- (2) Aは、臨床研修を修了した後一定期間医師として市立病院等の業務に従事すべきところ、自らの都合により、医師として市立病院等に勤務することができないため、別に定める償還期日に従い奨学金を償還することとし、秩父市はこれを承諾する。
- (3) Aは、秩父市に対し、奨学金元金2,160万円、利息1,749万4,626円、合計3,909万4,626円を分割して償還する。
- (4) Aの秩父市への償還期間は、令和5年10月31日から令和14年9月30日までとする。
- (5) Aは、元金の償還を遅延したときは、各償還期日の翌日から償還が完了するまで、償還すべき金額に年15%の割合による遅延損害金を支払う。
- (6) Aは、利息又は元金の償還を合計2回分遅滞したときは、期限の利益を失い、未償還利息、元金及び元金に対する遅延利息を一括償還する。
- (7) Aに心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金等の償還が困難であると認められるときは、秩父市はその事実が継続する期間、当該奨学金及び利息の全部又は一部の償還を猶予することができる。
- (8) Bは、和解契約に定めるAの秩父市に対する債務について、連帯して履行することを保証する。
- (9) 各当事者は、秩父市とA B間には、和解契約書に定めるほか、債権債務がないことを相互に確認する。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市立病院等の医師を目指す医学生等に対する奨学金の償還に関し、和解したため。

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 影森グラウンド多目的グラウンド改修工事
施工箇所 秩父市上影森地内
請負金額 金 2 5 2 , 4 9 1 , 8 0 0 円
請負業者 秩父土建・斎藤組特定建設工事共同企業体
共同企業体構成員 秩父市大野原 7 4 3 番地
秩父土建株式会社
代表取締役 伊藤 孝
共同企業体構成員 秩父市下影森 1 6 3 番地
株式会社斎藤組
代表取締役 齊藤 公志郎
上記代表者 秩父土建株式会社
代表取締役 伊藤 孝

令和 5 年 8 月 3 0 日 提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

影森グラウンド多目的グラウンド改修工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 6 1 号）第 2 条の規定により提出する。

議案第 82 号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 4 項の前の見出し、同項及び第 5 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

新型コロナウイルス感染症の 5 類引下げに伴い、防疫作業手当の特例を廃止したため。

議案第 83 号

秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第 1 条 秩父市立中学校（以下「学校」という。）の部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備の推進に関し必要な事項を調査審議するため、秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「部活動の地域移行」とは、学校における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術又は文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 78 条の 2 の部活動指導員をいう。）その他の学校関係者
- (5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第56号を第57号とし、第49号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第48号の次に次のように加える。

49 市立中学校部活動地域移行推進協議会委員	会長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

部活動の円滑な地域移行を図るための教育委員会の諮問機関を設置したく、秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会の設置に関し必要な事項を定めたいため。

余 白

議案第 84 号

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）

令和 5 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,002,853 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,188,612 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方特例交付金		40,000	8,301	48,301
	1 地方特例交付金	40,000	8,301	48,301
12 地方交付税		6,850,000	463,564	7,313,564
	1 地方交付税	6,850,000	463,564	7,313,564
14 分担金及び負担金		166,002	870	165,132
	1 負 担 金	166,002	870	165,132
16 国庫支出金		4,255,694	24,494	4,280,188
	1 国庫負担金	3,137,565	505	3,138,070
	2 国庫補助金	1,106,411	23,989	1,130,400
17 県支出金		1,814,031	7,224	1,821,255
	1 県負担金	1,180,572	252	1,180,824
	2 県補助金	469,148	6,592	475,740
	3 委 託 金	164,311	380	164,691
20 繰入金		2,603,576	165,145	2,768,721
	1 繰入金	2,603,576	165,145	2,768,721
21 繰越金		953,422	1,375,113	2,328,535
	1 繰越金	953,422	1,375,113	2,328,535
22 諸収入		553,149	45,694	598,843
	3 貸付金元利収入	83,500	48,494	131,994
	5 雑 入	391,229	2,800	388,429
23 市 債		1,608,000	85,812	1,522,188
	1 市 債	1,608,000	85,812	1,522,188
歳 入 合 計		30,185,759	2,002,853	32,188,612

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,914,850	18,201	3,933,051
	1 総務管理費	3,244,605	18,201	3,262,806
3 民生費		11,497,702	54,258	11,551,960
	1 社会福祉費	5,740,589	10,225	5,750,814
	2 児童福祉費	4,575,811	41,527	4,617,338
	3 生活保護費	1,167,798	2,506	1,170,304
4 衛生費		3,475,287	24,343	3,499,630
	1 保健衛生費	961,901	1,190	963,091
	4 上水道費	1,392,493	20,797	1,413,290
	5 聖地公園費	103,041	2,356	105,397
5 労働費		53,701	40,000	93,701
	1 労働諸費	53,701	40,000	93,701
6 農林水産業費		679,208	4,768	683,976
	1 農業費	345,413	3,378	348,791
	2 林業費	333,795	1,390	335,185
7 商工費		933,185	52,720	985,905
	1 商工費	933,185	52,720	985,905
8 土木費		2,346,028	34,402	2,380,430
	2 道路橋りょう費	1,151,744	30,000	1,181,744
	5 住宅費	121,210	4,402	125,612
9 消防費		1,131,169	2,276	1,133,445
	1 消防費	1,131,169	2,276	1,133,445
10 教育費		3,020,311	1,632	3,021,943
	1 教育総務費	552,609	1,131	553,740
	2 小学校費	447,022	96	447,118
	5 社会教育費	464,480	405	464,885
12 公債費		2,484,844	581,206	3,066,050
	1 公債費	2,484,844	581,206	3,066,050
13 諸支出金		351,696	1,181,621	1,533,317
	1 基金費	351,696	1,181,621	1,533,317
14 予備費		86,219	7,426	93,645
	1 予備費	86,219	7,426	93,645
歳 出 合 計		30,185,759	2,002,853	32,188,612

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父宮記念市民会館運営支援業務委託料	令和6年度
令和9基準年度評価替え支援業務委託料	令和6年度から 令和8年度まで
英語指導助手派遣委託料	令和6年度から 令和8年度まで
教師用指導書等購入費	令和6年度

(単位：千円)

限 度 額
15,500
92,037
110,000
60,048

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
7 臨時財政対策債	220,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	134,188	補正前に同じ。		

議案第 85 号

令和 5 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 5 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,797,378 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125,729 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		62,345	70,678	133,023
	1 繰越金	62,345	70,678	133,023
8 国庫支出金		0	115	115
	1 国庫補助金	0	115	115
歳入合計		6,726,585	70,793	6,797,378

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		1,668,126	740	1,667,386
	1 医療給付費分	1,084,286	11,903	1,096,189
	2 後期高齢者支援金 等分	430,626	2,954	427,672
	3 介護納付金分	153,214	9,689	143,525
5 保健事業費		85,700	24	85,724
	2 特定健康診査等事 業費	48,473	24	48,497
7 諸支出金		23,881	8,824	32,705
	2 繰 出 金	15,371	8,824	24,195
8 予 備 費		6,000	62,685	68,685
	1 予 備 費	6,000	62,685	68,685
歳 出 合 計		6,726,585	70,793	6,797,378

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		5,000	17,195	22,195
	1 繰越金	5,000	17,195	22,195
歳 入	合 計	108,534	17,195	125,729

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		72,883	2,428	75,311
	1 施設管理費	72,763	2,428	75,191
4 予備費		3,000	14,767	17,767
	1 予備費	3,000	14,767	17,767
歳 出 合 計		108,534	17,195	125,729

議案第 86 号

令和 5 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 5 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 948 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 932,319 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		100	948	1,048
	1 繰越金	100	948	1,048
歳入	合計	931,371	948	932,319

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		101	948	1,049
	1 予 備 費	101	948	1,049
歳 出	合 計	931,371	948	932,319

議案第 87 号

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 5 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 312,257 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,130,998 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	312,257	312,258
	1 繰越金	1	312,257	312,258
歳入	合計	6,818,741	312,257	7,130,998

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		15	128,851	128,866
	1 基金積立金	15	128,851	128,866
5 諸支出金		3,003	183,406	186,409
	1 償還金及還付加算 金	3,002	127,085	130,087
	2 繰 出 金	1	56,321	56,322
歳 出	合 計	6,818,741	312,257	7,130,998

議案第 88 号

令和 5 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 5 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,873 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 181,490 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		33,090	19,873	52,963
	1 繰越金	33,090	19,873	52,963
歳入	合計	161,617	19,873	181,490

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		96,424	6,198	102,622
	1 総務費	96,424	6,198	102,622
2 公債費		60,193	49	60,144
	1 公債費	60,193	49	60,144
3 予備費		5,000	13,724	18,724
	1 予備費	5,000	13,724	18,724
歳 出	合 計	161,617	19,873	181,490

議案第 89 号

令和 5 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 5 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,979 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 276,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 30 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		15,000	8,979	23,979
	1 繰越金	15,000	8,979	23,979
歳入	合計	267,266	8,979	276,245

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予 備 費		10,000	8,979	18,979
	1 予 備 費	10,000	8,979	18,979
歳 出	合 計	267,266	8,979	276,245

議案第90号

令和5年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

令和5年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		16,000	2,438	18,438
	1 繰越金	16,000	2,438	18,438
歳入	合計	26,139	2,438	28,577

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		13,518	2,438	15,956
	1 予 備 費	13,518	2,438	15,956
歳 出	合 計	26,139	2,438	28,577

議案第91号

令和5年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

令和5年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		300,000	20,861	320,861
	1 繰越金	300,000	20,861	320,861
歳入	合計	378,094	20,861	398,955

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場費		41,456	220	41,676
	1 事業費	41,456	220	41,676
2 予備費		336,638	20,641	357,279
	1 予備費	336,638	20,641	357,279
歳 出	合 計	378,094	20,861	398,955

議案第92号

令和5年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和5年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第1款 病院事業収益	3,107,568千円		53千円	3,107,621千円
第2項 医業外収益	262,703千円		53千円	262,756千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	3,238,973千円		△465千円	3,238,508千円
第1項 医業費用	3,192,651千円		△494千円	3,192,157千円
第2項 医業外費用	45,069千円		29千円	45,098千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 51,540千円」を「不足する額 51,538千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 51,240千円」を「過年度分損益勘定留保資金 51,238千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		支	出	
第1款 資本的支出	109,340千円		△2千円	109,338千円
第2項 企業債償還金	52,097千円		△2千円	52,095千円

第4条 予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
医事業務委託料	令和6年度から 令和10年度まで	480,612

令和5年8月30日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤